

議案第 84 号

川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 5 月 31 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市市税条例の一部を改正する条例

第 1 条 川崎市市税条例（昭和 25 年川崎市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 第 3 項中「納税者」を「その理由がやんだ日から納税者」に改め、同条第 4 項中「速やかに」を「同項に規定する理由がやんだ後速やかに」に改める。

附則第 8 項第 3 号を削り、同項第 4 号中「附則第 15 条第 19 項本文」を「附則第 15 条第 16 項本文」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号中「附則第 15 条第 19 項ただし書」を「附則第 15 条第 16 項ただし書」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 6 号中「附則第 15 条第 26 項」を「附則第 15 条第 23 項」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 7 号中「附則第 15 条第 27 項第 1 号」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 8 号中「附則第 15 条第 27 項第 2 号」を「附則第 15 条第 24 項第 2 号」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 9 号中「附則第 15 条第 27 項第 3 号」を「附則第 15 条第 24 項第 3 号」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 10 号中「附則第 15 条第 28 項第 1 号」を

「附則第15条第25項第1号」に改め、同号を同項第9号とし、同項第11号中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同号を同項第10号とし、同項第12号中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同号を同項第11号とし、同項第13号中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同号を同項第12号とし、同項第14号中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同号を同項第13号とし、同項第15号中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同号を同項第14号とし、同項第16号中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同号を同項第15号とし、同項第17号中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同号を同項第16号とし、同項第18号を削り、同項第19号中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同号を同項第17号とし、同号の次に次の1号を加える。

(18) 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合 6分の1

附則第8項第20号を同項第19号とし、同項第21号を同項第20号とする。

附則第34項の見出し中「令和2年度分及び」を削り、同項中「、当該軽自動車は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「同項後段」を「道路運送車両法第60条第1項後段」に改める。

附則第39項を附則第42項とし、附則第38項を附則第41項とし、附則第37項を附則第40項とし、附則第36項の前の見出しを削り、同項を附則第39項とし、同項の前に見出しとして「（軽自動車税の種別割の賦課

徴収の特例)」を付し、附則第35項の次に次の3項を加える。

36 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初めて同項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第34項第1号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

37 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車をいう。以下この項及び次項において同じ。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初めて同項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第34項第2号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

38 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初めて道路

運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初めて同項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第34項第3号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条 川崎市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第8項（見出しを含む。）中「、附則第15条の8及び附則第64条」を「及び附則第15条の8」に改め、同項第20号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中附則第8項第19号を同項第17号とし、同号の次に1号を加え、同項第20号を同項第19号とし、同項第21号を同項第20号とする改正規定（第18号に係る部分に限る。） 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
 - (2) 第2条及び附則第5項の規定 令和5年4月1日
（災害等による期限の延長に関する経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の条例（以下「新条例」という。）第10条の2第3項及び第4項の規定は、この条例の施行の日以後の申告等（川崎市市税条例第10条の2第1項に規定する申告等をいう。以下この項において同じ。）に関する期限の延長について適用し、同日前の申告等に関する期限の延長については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 3 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。)附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第41項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間

内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 6 新条例附則第34項の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

地方税法の一部改正に伴い、固定資産税の課税標準の特例及び軽自動車税の種別割の税率の特例を定めること等のため、この条例を制定するものである。